

第4章 基本方針

第1節 基本理念

4-1-1 基本理念

住民主導の活動を教育委員会が支援するこれまでのスタイルを継続し、地域の魅力にさらに磨きをかけながら、みんなで守り、みんなで伝えていくことを今後も意識する。

『史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用計画書』では、史跡羽州街道櫓下宿金山越の望ましい将来像として「大綱」に以下の通り記している。

（1）本質的価値の確実な保存と次代への伝達

今なお残る羽州街道や茅葺古民家の面影を適正に保存し、次代に正しく伝承するとともに、史跡の立地・成立の背景となった自然環境・歴史的景観の保全を目指す（図86）。

（2）本質的価値の顕在化

史跡の調査・研究を拡充し、潜在する本質的価値を顕在化させ、史跡の価値をさらに高める（図87）。

また、地域住民が日常生活の中で憩い、文化や歴史に親しむとともに、学校教育・社会教育の各種活動の場として活用する。

（3）史跡のストーリーを語る

史跡に直接関係する事象に加え、地域住民の暮らしや営みにも視野を広げ、史跡にまつわる文化・歴史を総体的に捉えることを通して、羽州街道（櫓下宿・金山越）のストーリーを構築し、奥行きと深みのある語りへと発展させる。

（4）保存と調和した望ましい活用

櫓下宿の公開施設は、建造物を公開するとともに積極的な活用を図る。

金山越では、豊かな自然と調和した景観を保全するとともに、自然と触れ合い歴史体験の場として活用する（図88）。

（5）地域づくりの核としての位置づけ

史跡が地域住民の文化活動の拠点として活用されるとともに、地域固有の文化的資源として地域の活性化に寄与する（図89）。



図86 宿場にふさわしい景観保全活動



図87 史跡の継続的な調査



図88 金山越での調査現地説明会



図89 史跡を活かした地域づくり

第2節 基本方針

4-2-1 保存管理の基本方針

『史跡羽州街道櫓下宿金山越保存活用計画書』では、保存管理・活用・整備・運営体制について基本方針を定めている。保存管理の基本方針は、以下の通りである。

(1) 調査研究の推進

史跡を適切に保存するための各種調査を行い、その成果を事業に反映させる。

(2) 機能的な区域の設定（ゾーニング）

環境や地形、機能や目的に応じて幾つか区域の設定（ゾーニング）を行い、各区域のつながりに十分に配慮した保存のあり方を検討する。

(3) 遺構の確実な保存

史跡の整備や公開・活用が、史跡の保存に影響を及ぼすことのないように留意する。

(4) 歴史的建造物の保全

耐震など防災目的で歴史的建造物の構造補強を行う場合は、補強の措置が建造物の本質的価値に影響を及ぼすことのないように検討する。

(5) 史跡の修復

史跡の修復に際しては、史跡の本質的価値を保持するように努め、遺構を修復する場合は、遺構に認められる意匠と技術の保存に留意する（図90）。

(6) 伝統技術の活用

史跡の修復においては、伝統技術及び伝統的な材料・用具の使用に配慮する（図91）。

(7) 景観の保全

史跡の周辺地域の保全対象とすべき範囲を適切に定め、史跡の指定地の内外を含め、往時の景観及び環境の保全を目指す（図92）。

(8) 史跡の毀損・復旧届及び現状変更等許可申請

史跡の管理・復旧に係る、文化財保護法に定められた毀損・復旧の届出及び現状変更等許可申請の事務手



図90 崩落した石垣の復旧（H30）2018



図91 地域が取り組む「かみのやま草屋根プロジェクトと連携した茅葺文化の保存



図92 住民主導による環境保全活動

続を確実に行う。

4-2-2 活用の基本方針

(1) 学校教育への活用

市内小・中・高等学校等における史跡の計画的な活用を目指す。

(2) 社会教育への活用

市民の学習の場として活用できるように環境を整備するとともに、講座等の開催を通して学習の機会を提供する(図93)。



図93 史跡理解のための社会教育活動

(3) 地域づくりへの活用

史跡が地域の宝として位置づけられるよう、住民の郷土愛の醸成を促し、地域づくりに携わる人材の育成を図る(図94)。



図94 地域行事を通じた人材の育成

(4) 情報宣伝活動の推進

史跡の価値や魅力について理解を深めてもらえるようにパンフレット・ガイドブック・インターネット等を活用して情報を提供するとともに、史跡へのアクセス情報やイベント等について、観光案内所等の施設や機関と連携を図る。

4-2-3 整備の基本方針

(1) 整備の目的・目標の明確化

史跡「らしさ」を尊重し、整備目的を明確にするとともに、第7次上山市振興計画に示されたまちづくりの方向性と整合を図る。

(2) 指定地内外の調和のとれた景観整備

現在と往時の景観を比較検討し、指定地と周辺地域の景観の調和についてあるべき姿を検討する(図95)。



図95 季節感あふれる豊かな景観

(3) 整備の質の向上

整備の内容や使用する材料等について質の向上に努める。保存施設・便益施設の意匠や構造のみならず、史跡の指定地内外を含めた景観についても、質の向上に努める。

(4) 快適な環境づくりの推進

地域住民及び来訪者が史跡を快適に利活用できるよう、案内板等の公開活用施設やトイレなど

の便益施設の規模・数量・配置を適切に定め、快適な空間を創造する。

(5) 安全性の確保

各種施設の整備は原則としてバリアフリーを目指し、指定地内外の景観との調和を図るとともに、防災による安全性の確保に努める。

(6) 導線の整備

道路に設置する案内標識や道標などの意匠・形態の統一を図り、来訪者を史跡へ誘導する手法を系統的に整理する。

4-2-4 運営体制の基本方針

(1) 運営体制

教育委員会が中心となり、市民団体・保存会・関係機関及び部署と連携を図りながら地域に根ざした運営体制を構築する。

(2) 所有者との連携

史跡の知識や専門性をサポートするため、史跡の所有者と連携を図る。

(3) 地域との連携

史跡エリアで生活する住民の意見に耳を傾け、話し合いを通して史跡のあるべき姿を共有する（図96）。



図96 5年後・10年後の地域のあるべき姿について意見交換

(4) その他の連携

史跡は、建築・史資料・文化的景観等の幅広い専門性を包括しているため、本市の郷土資料館である上山城や、多様な資料の収集や調査研究に携わる上山市立図書館と情報を共有するとともに、大学や博物館等の研究機関とも連携を図る（図97／図98）。



図97 上山城企画展「永い眠りから覚めた金山峠～史跡羽州街道金山越災害復旧事業の記録～」



図98 上山市人財育成講座／おとなの寺子屋「史跡檜下宿文化財分布調査報告会」（上山市立図書館）